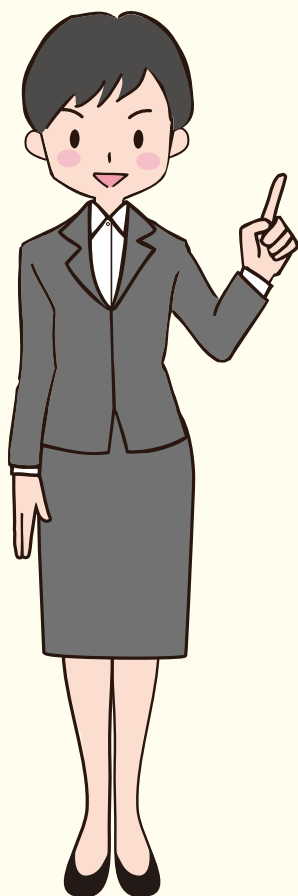


マイナンバーのお届けにご協力ください

2016年1月からのマイナンバー制度に伴い、みちのく銀行においても法令に基づきお客さまにマイナンバーのお届けをお願いしております。



Q マイナンバーとは…

A 住民票を有する個人の方に1人1つの番号が付与されて、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。 ※法人には法人番号が指定されます。

Q どうしてみちのく銀行にマイナンバーの届出が必要なの？

A 対象のお取引に関する法定書類などにマイナンバーを記載し、税務署に提出する必要があるためです。

例えば、投資信託をご利用のお客さまの場合、銀行はお客さまに代わって税金を国へ納めています(源泉徴収)。その納税情報にマイナンバーを記載する必要があります。また、NISA、マル優、マル特等の非課税のお取引の場合は、マイナンバーの申告がお取引の要件になります。

Q どのような時にマイナンバーの届出が必要なの？

A ① 2016年1月以降に新たに投資信託・公共債口座を開設

② NISA口座・ジュニアNISA口座の開設
NISA口座の金融機関変更・再開設・再設定
特定口座の開設 など

※既に当行にマイナンバーをお届け済みの場合は、改めてお届けいただく必要はありません。

③ 住所・氏名・名称の変更
マル優・マル特の申込および廃止など

※既に当行にマイナンバーをお届け済みであっても、改めてお届けいただく必要がございます。

マイナンバーの届出は投資信託・公共債など証券取引全般をみちのく銀行でご利用いただいているすべてのお客さまが対象です！

制度開始以前(2015年12月31日まで)に投資信託・公共債口座を開設しているお客さまは

2021年12月末までに当行にマイナンバーをお届けいただきますようお願いいたします。

※既に当行にマイナンバーをお届け済みの場合は、改めてお届けいただく必要はありません。

お気軽にお近くの〈みちのく〉へ。

みちのく銀行

検索

家庭の銀行



<https://www.michinokubank.co.jp>

くわしくは裏面をご覧ください➡

マイナンバーお届けの手続き方法

1

個人のお客さまが必要となる書類

2

マイナンバーカード (個人番号カード)



おもて面



うら面

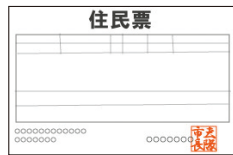
※個人番号カードをご用意いただく場合は
その他の本人確認書類は必要ありません

通知カード



または

住民票の写し (マイナンバーあり)



本人確認書類

●顔写真付きのものであれば
下記より1点

- 各種運転免許証
- パスポート
- 在留カード
- 外国人登録証明書
- 住民基本台帳カード



●顔写真なしのものであれば
下記より2点

- 各種健康保険証
- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 各種年金手帳

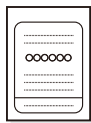


上記①②のいずれかの書類をご用意ください。

※有効期限の定めのあるものは有効期限内のものに限ります。
※有効期限の定めのないものは、6か月以内に作成されたもので現在の住所、氏名、生年月日の記載があるものをご提示ください。

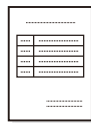
法人のお客さまが必要となる書類

国税庁 法人番号
公表サイトの
法人情報画面を
印刷したもの



または

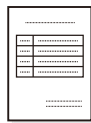
法人番号
指定通知書



+

登記事項証明書などの
法人確認書類

※商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。



お手続き窓口

投資信託等の取引店または最寄りの営業店の窓口にてお手続きいただけます。マイナンバー確認書類および本人確認書類をご用意いただき、ご来店ください。

ご不明な点がございましたら窓口までお問合せください。

ご存じですか？2020年5月25日以降マイナンバーの 通知方法などが変更になりました。

マイナンバーの通知方法の変更について

マイナンバー制度の開始以降、マイナンバーは、市区町村役場から「通知カード」により通知されてきましたが、法令の改正により、2020年5月25日以降は、「個人番号通知書」により通知されることとなりました。

この「個人番号通知書」は、通知カードとは異なり、金融機関などにマイナンバーを届け出る際のマイナンバー証明書類としては利用できませんので、ご注意ください。

現在お持ちの通知カードの取扱いの変更について

これまで、結婚や引越などにより氏名、住所などに変更が生じた場合は、市区町村役場で通知カードに記載されている氏名や住所の変更を行っておりましたが、2020年5月25日以降は、この変更が行われなくなりました。

このため、**2020年5月25日以降に氏名、住所などに変更が生じた方は、マイナンバーを提示する際に、通知カードを利用することができなくなりましたので、ご注意ください。**

